

ビジネスと人権の観点から 企業が取り組むべき現代的反社対策

日本弁護士連合会
民事介入暴力対策委員会
副委員長兼事務局長
弁護士 大野徹也 氏

[プロフィール]

弁護士大野徹也 霽月（せいげつ）法律事務所 代表

2001年 弁護士登録、名川・岡村法律事務所 入所

2007年 アフラック入社（社内弁護士）

2013年 プロアクト法律事務所 参画

2022年 霽月法律事務所 開設

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会 副委員長兼事務局長

東京弁護士会 民事介入暴力対策特別委員会 前委員長

公認 AML スペシャリスト協会（ACAMS）日本チャプター 理事

＜組織犯罪対策、反社会的勢力対策、マネロン対策等に関する主な著作＞

- 「指定暴力団員が関与した特殊詐欺事案における指定暴力団トップの損害賠償責任（上）（下）」警察學論集 74巻11,12（2021）
- 「金融犯罪対策～不正払戻しおよび振り込め詐欺への対応を中心に」金融・商事判例別冊〈銀行等金融機関のコンプライアンス〉（2020）
- 「不動産競売における暴力団員の買受け防止」自由と正義 2019.12号（2019）
- 「暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除」共済と保険No.730（2019）
- 「リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」銀行実務 2018.5（2018）
- 「保険契約における暴力団排除条項と重大事由解除の規律」（2016）
- 「暴対法31条の2を活用した特殊詐欺被害の回復と抑止」NBLNo.1057（2015）など

第1 はじめに

皆さま、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、弁護士の大野徹也と申します。本日は、90分ほどお時間をいただきまして、「ビジネスと人権の観点から企業が取り組むべき現代的な反社会的勢力対策」という、少し大きなテーマでお話をさせていただきたいと思います。

1 自己紹介

まず、簡単に自己紹介をさせてください。私は2001年に弁護士登録をしましたので、24年目になります。弁護士として法律事務所に勤務した後、アフラック株式会社の社内弁護士を経験しました。

その後再び法律事務所に戻り、独立して今の事務所「霧月（せいげつ）法律事務所」を設立いたしました。この「霧月（せいげつ）」という名前、なかなか読みにくいのですが、これは「雨上がりの月」という意味があります。転じて、心が晴れ渡って、さっぱりとした気持ちになるという意味もあるようで、そんな思いを、クライアントの方々にも感じていただきたい。その願いを込めてこの名前にしました。

2 現在の活動

反社会的勢力対策や民事介入暴力対策に関して、現在は、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会の副委員長兼事務局長を務めています。また、2年前までは東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長をしておりました。

さらに、公認AMLスペシャリスト協会（ACAMS）日本チャプター理事も務めています。

3 本日の講演にあたって

私自身、こうした活動を通じて、多くの反社会的勢力対策や民事介入暴力対策の現場に携わってきましたが、この分野は、弁護士のみならず、警察、暴追

センターのみならず、企業も含めて知恵を出し合い、具体的な事例や教訓を積み上げていくことが重要だと感じています。

今日はその経験を踏まえて、「今そこにある犯罪収益と組織犯罪の実態」をまず見たうえで、その後に「企業がどう向き合うべきか」という話に進んでいきたいと思います。

第2 今そこにある犯罪収益と組織犯罪の現状

まず、「今、そこにある犯罪収益と組織犯罪の現状」について見ていただきたいと思います。私たちの社会の裏側では、想像を超えるお金が、日々、犯罪によって消えています。

1 詐欺の被害額 — 年間 3,000 億円

まずは、詐欺犯罪から見てみましょう。警察庁の統計によると、2024 年の詐欺被害額は年間で約 3,000 億円に上ります。一日あたりに換算すると、なんと 8 億円がだまし取られている計算です。これがどのくらいの規模かといえば、令和元年の詐欺被害は 500 億円ほどでしたから、この 5 年で 6 倍近くに増えていることになります。しかも、2025 年の今年は、すでに 8 月の時点で前年を上回る勢いです。

2 特殊詐欺の進化 — 「警察偽装型」の拡大

特に増えているのが「警察を名乗る特殊詐欺」です。従来のように「息子を装うオレオレ詐欺」ではなく、「あなたの口座が犯罪に使われています。確認のため資金を一時的に移してください」というような手口が増えています。電話は固定電話ではなく、携帯電話にアプローチをして、アプリのテレビ電話を使うのが特徴です。画面に“警察の身分証”的なものが映るため、高齢者だけでなく若年層まで、被害対象が一気に広がっています。

3 SNS詐欺 — 投資と恋愛をエサに特殊詐欺を上回る勢いで増加

次が、SNSを使った投資詐欺とロマンス詐欺です。SNS型投資詐欺では、SNS広告などで接触し、「有名投資家がおすすめしている」などと誘って投資サイトに誘導します。

一方で、恋愛感情を利用するSNS型ロマンス詐欺では、DMで「記念にプレゼントを送りたい。関税を立て替えて」などと頼みごとを重ね、最終的に高額な送金をさせるケースが後を絶ちません。2024年の中のSNS関連詐欺の被害総額は約1,268億円。前年比で800億円以上増え、詐欺全体の中でも最大規模を占めています。

4 ネットバンキング・カード被害

さらに、ネットバンキングの不正送金による被害も増えています。2024年の被害額は約87億円。また、クレジットカードの不正利用による被害も555億円を超え、過去最悪水準です。これらの背景には、詐欺メールやフィッシングサイトの巧妙化があります。日本語の誤りがほとんどなく、AIを活用して自然な文面が作られているため、もはや「怪しいメール」と見抜くのが難しくなっています。

5 オンラインカジノと人身売買

さらに驚くのは、オンラインカジノの利用者が日本国内で190万人に上るという警察庁の推計です。違法賭博でありながら、年間で1兆2,400億円もの賭け金が動いているとされています。

また、悪質ホストクラブやスカウトによる人身売買的行為も深刻です。「初回無料」などで客を説き込み、借金を負わせて風俗店に斡旋する。こうした行為で5年間に7万8,000人を斡旋し、60億円を荒稼ぎしたグループも摘発されています。

6 薬物犯罪の莫大な収益

最後に、今もなお典型的な組織犯罪である薬物犯罪です。押収された覚醒剤だけでも、2024年で年間1,400キロ。末端価格でざっくり計算すると1,000億円近い市場規模になります。押収されていない分も含めれば、実際には数千億円単位の犯罪収益が生まれていると考えられます。

7 まとめ—今の日本社会で起きていること

こうして見ると、日本社会は今、詐欺・薬物・人身売買・オンライン賭博といった組織犯罪に、いわば押し込まれている現状にあるといえます。

そして重要なのは——これらの犯罪のほとんどが、企業が提供する商品やサービスを“悪用”することで成立しているという点です。SNS、ネットバンキング、通信、物流、決済、暗号資産など、私たちが便利さを享受するツールが、同時に犯罪の道具にもなっていて、その利便性の向上が組織犯罪の拡大を招いてもいるのです。

第3 匿名流動型犯罪グループ — 新しい組織犯罪のかたち

そして、そのような組織犯罪を行っているのは、「匿名流動型犯罪グループ」と呼ばれる、新しいタイプの犯罪組織です。「犯罪グループ」となっていますが、特定の団体が存在しているわけではありません。先ほど紹介した組織犯罪を行っているような、組織的な実体を持たない流動的な犯罪集団を指しています。

1 構造の特徴 — 匿名性・流動性

この匿名流動型犯罪グループの最大の特徴は、固定した構成員や階層構造が存在しないという点です。伝統的な暴力団のように、親分・子分の関係ではなく、SNS・闇バイト・暗号資産・口座レンタル業者など、それぞれの役割を担う個人や小集団がインターネットを介して一時的につながる。目的を果たすと、すぐに解散・分散し、また別の犯罪に再結合する——まるで「雲のような

構造」を持っています。

2 犯罪の仕組み — 間バイトから口座まで

繰り返しですが、トクリュウが犯罪を実現する過程で、様々な企業の商品・サービスが利用されています。特殊詐欺ひとつとっても、これを1件成功させるために、とても多くの企業の商品・サービスが利用されています。犯罪に使われる口座を一つ開設するだけでも、SNSや求人サイトというサービスを利用して「高額バイト」「即日入金」などの言葉で若者を募集し、応募してきた人に、犯罪で得たお金の受け渡しや口座開設を指示します。

このとき、グループは銀行の審査を通すためのマニュアルまで用意していて、「こう聞かれたらこう答えろ」と細かく指導しています。

当然、狙う銀行も最初から決めていて、審査が甘いところをピンポイントで狙う。そして口座を作らせ、そこに詐欺や薬物取引の資金を流し込み、複数の口座をぐるぐる回して「マネー・ローンダリング」をしています。

3 巨大な裏経済 — 数千億円単位の収益

詐欺・薬物・闇カジノ・人身売買——これらすべての犯罪収益を集めると、年間で数千億円単位の犯罪収益が生まれていることになります。

そして、その資金は、「資金洗浄業者」によって洗浄され、各過程で手数料が分配されながら、最終的には海外口座や暗号資産ウォレットなどに移され、首魁に届けられています。結果、資金の流れをたどることが極めて困難になるわけです。

4 属性に着目した対処の難しさ

この匿名流動型犯罪グループが厄介なのは、属性に着目した対処が難しいという点にあります。従来の暴力団排除の取組では、暴力団やその周辺者を特定し、その属性に着目して関係遮断を図っていくといった対策が中心でした。し

かし、この新しいタイプの犯罪は、誰が主犯で、誰が構成員なのかが曖昧で、従来の「反社チェック」のような取組だけでは対応できず、取引の目的や利用の仕方そのものを見て、トクリュウによる犯罪に利用されているかどうかという判断する必要が出てきます。

5 企業に求められる視点

つまり、これから企業には、「相手が誰か」だけでなく「自社のサービスがどう使われるのか」を見極める力が求められます。この考え方は、のちほどお話しする「ビジネスと人権」の流れにも直結します。

第4 企業暴排の意義と歴史的経緯

さてここで、少し歴史を振り返ってみましょう。私たちが「企業による暴力団排除」や「反社会的勢力対策」と言うと、もう当たり前のように聞こえますが、ここまで来るのに実は年月がかかっています。

1 かつての企業と暴力団 — 総会屋の時代

かつて、いわゆる「総会屋」と呼ばれる人たちが企業の株主総会を牛耳っていた時代がありました。経営陣に対して「社長を吊し上げるぞ」と脅したり、金銭や便宜を要求する。そんな恐喝的な行為が日常的に行われ、企業がそれを受け入れるという時代がありました。

当時、多くの企業が不当要求に応じて金を支払っていましたが、そのような状況が明るみになって、経営陣が商法違反で逮捕されたり、巨額の賠償責任を負わされるようになり、そのような不当要求に応じるべきではない、応じてはいけないという考え方方が生まれました。そういう動きが全国で起こり始めたのが、昭和の終わりから平成のはじめにかけての頃でした。

2 「不当要求拒絶」運動のはじまり

最初に企業が取り組んだのは、「不当要求は断固拒絶する」という取組みでし

た。たとえば総会屋から金を要求をされても、あやしい組織から「機関誌を買ってくれ」といった要求が来ても、「お断りします」と毅然と対応する。つまり、「不当な要求には屈しない」姿勢を全社で共有したんですね。これを支えたのが、企業による不当要求対応体制の整備でありまして、不当要求防止責任者制度の導入や、対応要領マニュアルの作成・社内教育などが行われたわけです。「来訪者対応は必ず複数で」「対応内容を記録する」などといった、今日の不当要求対応マニュアルやその内容が広く周知されたのもこの頃なのだと思います。

3 企業防衛から社会的責任へ

この、不当要求対策の目的はあくまで自社防衛でした。「うちの会社を守るために」という意識で始まった運動です。しかし次第に、企業が、社会的責任として、暴力団等反社会的勢力の排除に関与していくことが必要だという考え方へ変化していきます。

つまり、「自社を守る」から「社会を守る」へ。これが企業暴排の本質的な進化でした。きっかけは、平成 19 年に策定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」と、平成 22 年から平成 23 年にかけて全国各地で制定された、暴力団排除条例です。

4 連携と広がり — 業界から全国へ

この動きは、警察・行政・弁護士会・全国暴力追放運動推進センターなど、さまざまな機関と、企業・業界団体・監督官庁が連携して広がっていきました。当初は「うちは関係ない」という声も多かったように思いますが、少しずつ、「業界単位で取り組んでいく」という努力が続けられた結果、今では反社会的勢力との取引関係の遮断や、そのための反社チェックや暴排条項の導入などは、企業のコンプライアンスの基本として定着しました。この取組は成功し、暴力団勢力は大きく減退することとなりました。

5 企業暴排の現在地 – 「ビジネスと人権」からのアプローチ

そして、こうして「不当要求防止」から「反社会的勢力との関係遮断」へと進展した企業暴排は、今、「組織犯罪利用目的の取引拒絶」という新しい段階に入らなければならない状況となっているのだと思います。単に反社会的勢力の属性に着目して、取引関係を遮断するだけではなく、自社のサービスが、先ほどご紹介したような各種の組織犯罪に利用されないようにするという発想に進化させる必要があるのです。

不当要求の防止は「コンプライアンス」、反社会的勢力との取引遮断は「社会的責任」という言葉がキーワードでしたが、今、これから私たちが取り組まなければならない取組は、「ビジネスと人権」「SDGs」といった現代的な理念が基盤となり、キーワードとなります。先ほどご紹介したような膨大な犯罪収益を生んでいる詐欺などの組織犯罪は、深刻な人権侵害にはかなりません。企業暴排は、「ビジネスと人権」という観点から、人権を守るための活動へと変わってきたのです。

2011年に国連が発した指導原則において、企業には人権尊重責任があるということが明確に言われるようになりました。これを受けて、我が国政府も「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定し、企業の具体的な取組み事項を整理した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しています。これによると、企業は、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済を行う必要があるとされています。

先に述べたようなトクリュウによる組織犯罪は、極めて深刻な人権侵害です。毎年数千億円もの犯罪被害者が生まれています。そして、トクリュウは、企業が提供するツールをフルを利用して、深刻な人権侵害を引き起こしています。

企業は、人権方針を策定し、自社の提供する商品・サービスが、トクリュウによる人権への負の影響を引き起こしたり、悪影響を与えていないか、きちんとデュー・ディリジェンスを行い、負の影響があればこれを除去する必要があるといえるのです。

また、企業によるトクリュウ対策は、SDGsの観点からも取り組む必要があります。

SDGs ターゲット 16 は「平和と公正をすべての人に」を目標としていますが、その細則である 16.4 は、「2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。」としています。企業は、この目標達成のためにも、取組を行う必要があるのです。

第5 企業の新たな責任 — 犯罪利用目的の商品・サービス利用の抑止

問題は、具体的な取組み方法です。人権デュー・ディリジェンスのプロセスについては、前に述べた政府のガイドラインが詳しく説明していますので、その取組を進めるにあたり、トクリュウによる組織犯罪という視点を取り込んでいただくのが良いと思います。

また、従前から企業が取り組んでいる反社会的勢力排除」の取組に少しぬらえて考えると、以下のような考え方になるのだと思います。

1 取引目的と取引態様に着目する、という発想

企業は、単に相手方の属性をチェックするだけではなく、「取引目的を把握し、モニタリングする」という取組に進化させるべきだと思っています。つまり、契約の相手が暴力団かどうかだけをチェックするというのではなく、その取引が何のために行われるのか、自社のサービスや商品がどのように使われるなどを意図しているのかを確認しよう、そして、実際にそのように使われてい

るのかを、きちんとモニタリングしよう、という発想です。

彼らは匿名で流動的であり、他人の名義も頻繁に用いますので、今までのようく、取引相手の属性に着目して、名前や所属をチェックするだけでは、彼らの犯罪を社会から防ぐことはできません。大事なのは、企業が提供する取引やサービスが、どのように使われているのかが、重要です。

取引目的と取引態様に着目するというのは、一見大変な取組みのようですが、既に金融機関はこれに取り組んでいます。反社排除の取組も、最初は金融機関の取組から広がっていったことが思い出されます。

2 実務のイメージ

反社排除に少し寄せる形で、取組の具体的なイメージを挙げてみると、以下ののような形でしょうか。ある程度、反社会的勢力排除に関する取り組みとパラレルに考えることができます。

① 取引時の確認（入口）

- 契約やサービス提供を開始する際に、属性のみならず、取引の目的をしっかり確認する。取引開始時点で取引目的が不明確・不自然な場合は、資料提出を含め、説明を求める。
- 犯罪目的での利用、名義貸し、地位の譲渡などを明確に禁止し、これを説明するとともに、これら行為が行われた場合には、取引を停止したり、契約を解消できるような契約条項を導入しておく。

② 取引モニタリング（中間管理）と取引停止・解消（出口）

- 取引開始後のモニタリングルールを決め、モニタリングする。
- 不審なパターンが出たり、関係各所からの照会や報道などの情報から、犯罪利用目的であることを探知した場合、一時停止や契約解消を行う。当局への通報も検討する。

③ 外部連携

- 外部専門機関や警察との連携を深め、情報収集に努める。
- 業界横断的な対応に取り組み、事例やベストプラクティスを共有する。

④ 内部体制

- 経営層のコミットメントと体制整備。

3 ビジネスと人権・SDGsとの接点

以上のような取り組みにより、自社のサービスが人権侵害や犯罪に利用されないようになり、SDGsで言うところのターゲット16（平和と公正）の実現にもつながり、長期的には企業価値の向上にも寄与します。

第6 まとめと質疑応答

ここまでお話してきた内容を、最後に少し整理しておきたいと思います。

○ 「ビジネスと人権」と反社会的勢力対策

これまで見てきたように、組織犯罪の主体が、暴力団からトクリュウに移行した今、従前のように、相手方が「反社会的勢力かどうか」だけをチェックすれば済む時代ではなくなりました。トクリュウは、匿名で流動的なのであって、そのような彼らが、他人の名義も駆使しながら、SNS、暗号資産、ネットバンキング、クラウドサービス……こうした便利なツールを活用し、犯罪を敢行しています。

トクリュウによる詐欺などの犯罪の爆発的な増加は、企業が提供するサービスによる利便性の向上と表裏一体です。つまり、私たちが提供する企業サービスが犯罪の温床になるリスクも、確実に増えています。だからこそ、これから企業は「ビジネスと人権」に取り組むうえで、自社のサービスが組織犯罪による人権侵害に負の影響を与えていたる可能性があるという視点を持つ必要があるのです。

□ 質疑応答

質問①（リース会社）

匿名流動型犯罪グループの場合、取引開始時には分からず、後から判明するケースがあります。契約時に反社条項を入れていても、途中でそれが匿名流動型犯罪グループだったと分かった場合、契約を解除できるような手当ては可能でしょうか？

大野先生

必要だと思います。反社排除の取組の際は、暴排条項を入れることでこれに対処しました。そうであれば、自社のサービスが犯罪利用目的で利用されていることが判明した場合などに、契約解除または停止できるような条項を定めることが必要になってくると思います。金融機関の預金規定などでは、既にそのような条項が入っています。

質問②（銀行）

取引目的の把握といつても、犯罪者は正直に取引目的を話すとは限らないのではないかでしょうか？

大野先生

そのとおりです。ただ、取引目的をきちんと把握することで、取引モニタリングで把握した動きの異常性に気づくことができることになります。そのために、取引目的をきちんと把握しておくことは重要です。

おわりに

企業による反社会的勢力排除の取組によって、暴力団の勢力は減退し、大きな効果を発揮しました。

企業が、ビジネスと人権の観点から組織犯罪対策に取り組めば、トクリュウによる組織犯罪も弱体化できるはずです。

組織犯罪はどんどん変わっていきます。今までの反社会的勢力排除の取組に安住することなく、今一歩、一段上の取組に進めて頂ければと思います。

本日は長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。